

橘防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

(橘地区災害初動対応計画書)

平成28年10月作成

橘ふれあいのまちづくり協議会防災部会(神戸市)

(橘防災福祉コミュニティ)

目 次

・ 防コミ運営本部設置基準・活動方針	P1
・ 橋地区の主要施設・設備等一覧表	P1
・ 災害初動対応		
① 風水害	P2
② 地震	P4
③ 津波	P6
④ 共通事項	P7

資料

・ 橋地区防災部連絡網	P8
・ 災害時の組織体制と役割	P9
・ 防災資機材整備表	P10
・ 避難者名簿	P11
・ 活動の事前指示書		
① 情報収集・伝達	P12
② 安否確認	P13
③ 救出・救護活動	P14
④ 災害時要援護者の避難支援	P15
⑤ 消火活動	P16
小型動力ポンプ取扱要領	P17、18
・ 橋地区防災マップ	P19

- ・ 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ・ 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- ・ しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- ・ ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



橋防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

橋地区の主要施設・設備等一覧表

防コミ運営本部 設置場所	橋地域福祉センター			
ブロック名	楠町	楠東	楠西Ⅰ	楠西Ⅱ
ブロック活動拠点	商店 (楠町公園南西)	宅 (橋郵便局横)	地域福祉 センター	湊翔楠中学校
防災資機材庫の場所	楠町公園・橋地域福祉センター			
耐震性防火水槽 小型動力ポンプ	裁判所南西角・大倉山公園			
避難所	中央体育館・中央図書館・湊翔楠中学校・大倉山公園			
災害時要援護者 名簿保管場所	民生委員が保管			
防災行政無線保有者	宅・宅・橋地域福祉センター			
地域内の危険箇所	楠町8丁目 (急傾斜地) 楠町1丁目 (宇治川氾濫)	多聞通1丁目 (宇治川氾濫) 多聞通1・2丁目 (津波浸水)	多聞通3丁目 (津波浸水)	なし

災害初動対応

① 風水害

□は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ（p1の防コミ運営本部設置基準に達すれば立ち上げ）

- ①避難準備・高齢者等避難開始、②避難勧告、③避難指示（緊急）（下記参照）などが発令されたら、防災部会長は防コミ運営本部の立ち上げに向けて、連絡網により各ブロックのブロック長を橘地域福祉センターに招集する。（P8の橘地区防災部連絡網参照）

なお、連絡がない場合でも、連絡があったものとして自主参集する。

避難勧告の種類（防災行政無線、ラジオ、テレビ等でリアルタイム情報を収集）	
① 避難準備・高齢者等避難開始	災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。
② 避難勧告	災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。
③ 避難指示（緊急）	いまにも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。 ※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。

- 集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げ、その中から統括防災リーダーを決定する。（通常は防災部会長）
- 各ブロック長は、連絡網により自ブロック活動拠点に防災部員を招集し、「情報・連絡班」、「救出・消火班」、「救護・給食班」を立ち上げる。（班の編成及び役割はP8、P9参照）
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
- メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。（記入例P7参照）

2 情報収集・伝達

- 避難してきた人から被害情報、人命危険情報等を収集する。
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、固定電話、携帯電話等により各ブロックの防災部員に伝達する。
- 宇治川の氾濫情報を収集し、危険が予測される場合は速やかに避難が必要な人に知らせる。

3 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水、土砂災害危険が予測される場合は、災害時要援護者（P6参照）に早期の自主避難を呼びかけ、各ブロックの活動班による避難誘導が実施できるよう体制を整える。
- 災害時要援護者が自ら避難できない時は、安全な場所（建物2階、避難所等）へ誘導する。

4 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (P2の「1 防コミ運営本部の立ち上げ」と同要領で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- P2の「2 情報収集・伝達」と同要領で情報収集及び伝達を行う。
- 被害情報を収集すれば、該当ブロックに対し活動の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- ブロックの活動人員が不足していれば、他のブロックや避難所の健常者等に応援を求める。
- 被害情報を消防へ連絡し、応援を求める。

2 ブロック毎の災害対応

- 招集により各ブロックの活動拠点(P1参照)に集まった防災部員で、「情報・連絡班」、「救出・消火班」、「救護・給食班」を編成する。(P8、P9参照)
(「情報・連絡班」の班長は、防コミ運営本部に召集されているので代行が必要)
- 防災活動が可能な住民に呼びかけを行い、ブロックの活動を手伝ってもらおう。
- ブロックの活動は、下記の「ブロックの活動要領」に沿って各班で役割分担して行う。
- 活動の際は、P12～P16の「活動の事前指示書」を活用する。

3 ブロックの活動要領

■ 情報収集・伝達 (情報・連絡班)

- 電話及び現地確認等によりブロック内の被害状況を調査し、防コミ運営本部及び「救出・消火班」、「救護・給食班」に伝達する。
- 防コミ運営本部と連絡を密にし、情報共有に努める。

■ 安否確認 (情報・連絡班、救護・給食班)

- 災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認状況の目印をつける(P13参照)
安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的。

■ 救出・救護 (救出・消火班)

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

4 防コミ運営本部による区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

災害初動対応

② 地震

は、その行動が完了したら✓をつける。

【災害発生直後】

個人の行動

地震発生直後の安全の確保

- 揺れを感じたら丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 電気のブレーカーを落とす。ガス漏れがないか確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオ等で津波危険や避難の必要性などの情報を収集する。
- 避難の際には近隣の人にも声をかける。また、避難経路が安全か確認する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防災部会長は防コミ運営本部の立ち上げに向けて、連絡網により各ブロックのブロック長を橋地域福祉センターに招集する。(P 8の橋地区防災部連絡網参照)
なお、連絡がない場合でも、連絡があったものとして自主参集する。
- 集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げ、その中から統括防災リーダーを決定する。(通常は防災部会長)
- 各ブロック長は、連絡網により自ブロック活動拠点に防災部員を招集し、「情報・連絡班」、「救出・消火班」、「救護・給食班」を立ち上げる。(班の編成及び役割はP 8、P 9参照)
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
- メンバーで情報を共有するため、ホワイトボードや模造紙を準備する。(記入例P 7参照)

2 防コミ運営本部の活動及び指揮

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行い、ブロックに伝達する。
*固定電話や携帯電話が使用できない場合は、伝令等により伝達する。
- 地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、ブロックに対し活動の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- ブロックの活動人員が不足していれば、他のブロックや避難所の健常者等に応援を求める。

3 ブロック毎の災害対応

- 召集により各ブロックの活動拠点（P1参照）に集まった防災部員で、「情報・連絡班」、「救出・消火班」、「救出・消火班」、「救護・給食班」を編成する。（P8、P9参照）
（「情報・連絡班」の班長は、防コミ運営本部に召集されているので代行が必要）
- 防災活動が可能な住民に呼びかけを行い、ブロックの活動を手伝ってもらう。
- ブロックの活動は、下記の「ブロックの活動要領」に沿って各班で役割分担して行う。
- 活動の際は、P12～P16の「活動の事前指示書」を活用する。

4 ブロックの活動要領

■ 情報収集・伝達（情報・連絡班）

- 電話及び現地確認等によりブロック内の被害状況を調査し、防コミ運営本部及び「救出・消火班」、「救護・給食班」に伝達する。
- 防コミ運営本部と連絡を密にし、情報共有に努める。

■ 安否確認（情報・連絡班、救護・給食班）

- 災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的。

■ 救出・救護（救出・消火班）

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し被災者を救出する。
* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。
- 自宅の損傷等により、避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う。

■ 消火活動（救出・消火班）

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所の確認及び消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

5 防コミ運営本部による区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

災害初動対応

③ 津波

□は、その行動が完了したら✓をつける。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防災部会長は、市からの情報が無くても強い揺れや長い揺れを感じた時は津波が発生すると判断し、橘地域福祉センターにP4の「1 防コミ運営本部の立ち上げ」と同要領で防コミ運営本部を立ち上げる。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集し、付近住民に伝達する。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

3 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行いながら避難する。

「災害時要援護者」とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者世帯など)

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所での留意事項

- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）
※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。
- 東川崎地区との連絡及び連携
- 避難者名簿を作成する。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

※ ホワイトボード等での情報整理の例

月日	時刻	報告者	場所	状況（被害・安否等）	対応状況
6/24	10:00	□□	楠町8丁目○番付近	豪雨でがけ崩れの恐れ	付近住民に避難を呼びかけ、10名が中央図書館に避難
〃	10:30	××	橋通1丁目○-○ ○○△△宅	妻の安否がわからない	救護給食班が安否確認し、中央体育館に避難済みを確認

12/1	12:30	○○	多聞通3丁目 湊川神社南側の世帯	津波浸水被害のおそれ	災害時要援護者の避難支援を救出班5名が13:00まで実施中
〃	13:10	△△	楠町6丁目○-○ △△方	民家火災発生	消火班6名と消防団が消火活動中

橘地区防災部連絡網

平成28年5月30日 現在

中央消防署栄町出張所 351-0119

神戸中央消防署 241-0119

顧問

相談役

部会長

楠町ブロック

(楠町1・2・3・4・7・8丁目)

ブロック長

情報・連絡班

班長

救出・消火班

班長

救護・給食班

班長

楠東ブロック

(橘1・2丁目、多聞1・2丁目)

ブロック長

情報・連絡班

班長

救出・消火班

班長

救護・給食班

班長

楠西ブロックⅠ

(橘通3・4丁目多聞通3・4・5丁目)

ブロック長

情報・連絡班

班長

救出・消火班

班長

救護・給食班

班長

楠西ブロックⅡ

(楠町5・6丁目)

ブロック長

情報・連絡班

班長

救出・消火班

班長

救護・給食班

班長

特別協力会員

(株)共進舎牧農園
湊川神社

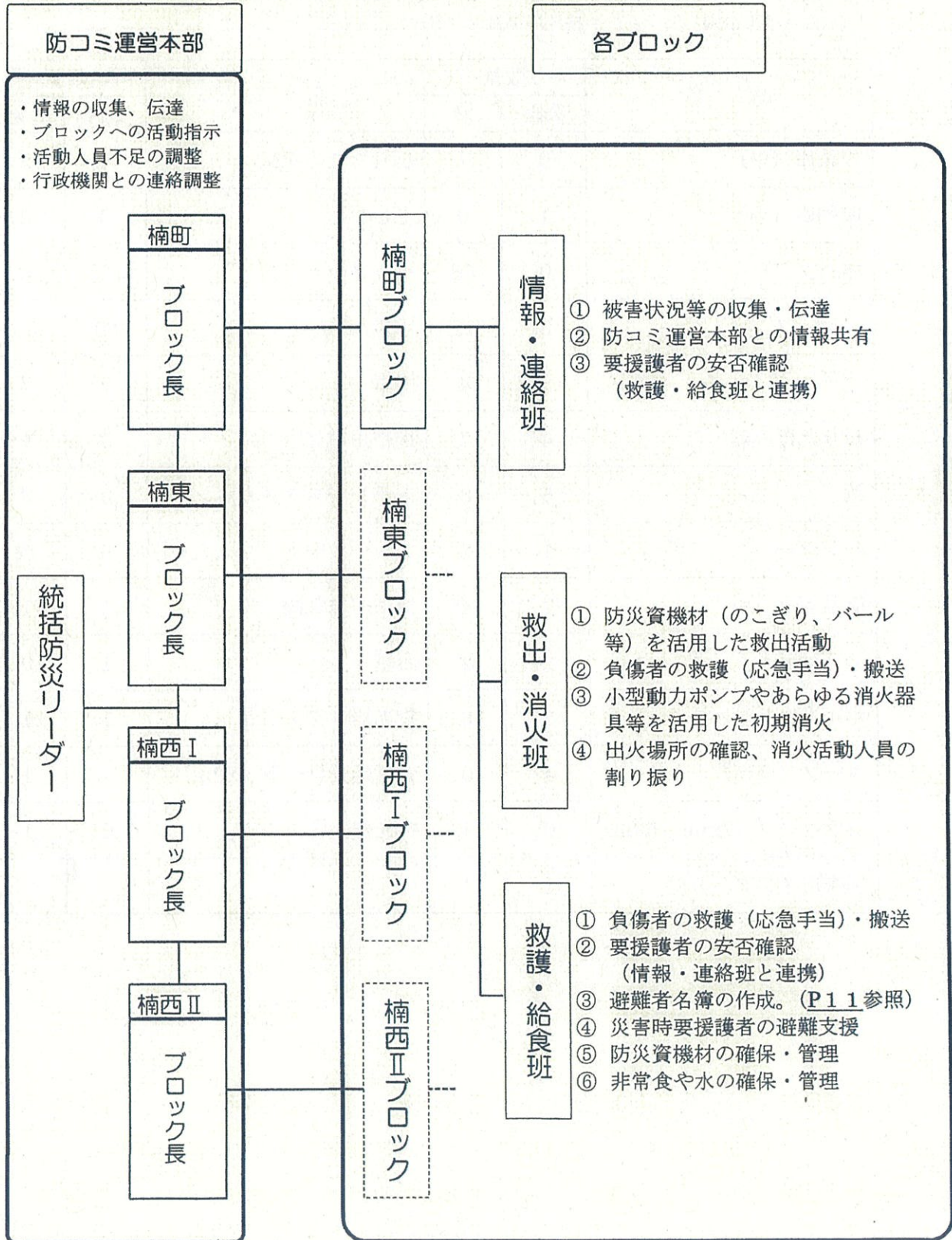
341-1761 湊翔楠中学校

078-351-2152

371-0001 祇園小学校

078-511-2600

災害時の組織体制と役割



橋地区防災部会防災資機材整備表

平成 28 年 9 月 10 日現在

(公園＝楠町公園 センター＝橋地域福祉センター)

品 名	数量		品 名	数量	
	公園	センター		公園	センター
収納庫 (中)	0	1	折りたたみ担架	1	2
収納庫 (小)	1	0	とび口	2	2
布バケツ	0	66	ヘルメット	4	6
スコップ	5	12	手袋	20	30
パール	3	4	腕章	7	7
折りたたみ鋸	4	7	携帯用電灯	3	1
鋸	5	8	トランジスタメガホン	0	3
ハンマー	1	2	ブルーシート	6	12
簡易ジャッキ	2	4	携帯用発電機	1	1
つるはし	2	2	台車	1	0
ボルトクリッパー	2	3	投光器スタンド台	1	1
ロープ (3m)	1	0	台付延長コード (20m)	1	1
トラロープ (7mm×50m)	0	1	投光器	0	1
携帯用タンク (50)	1	1			

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に基大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ず右上部付近に貼付

シールの色分け



救助・支援の必要あり
赤



安否の確認できず
黄



確認済み・支援の必要なし
緑

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実にを行う。

3 送水の時期

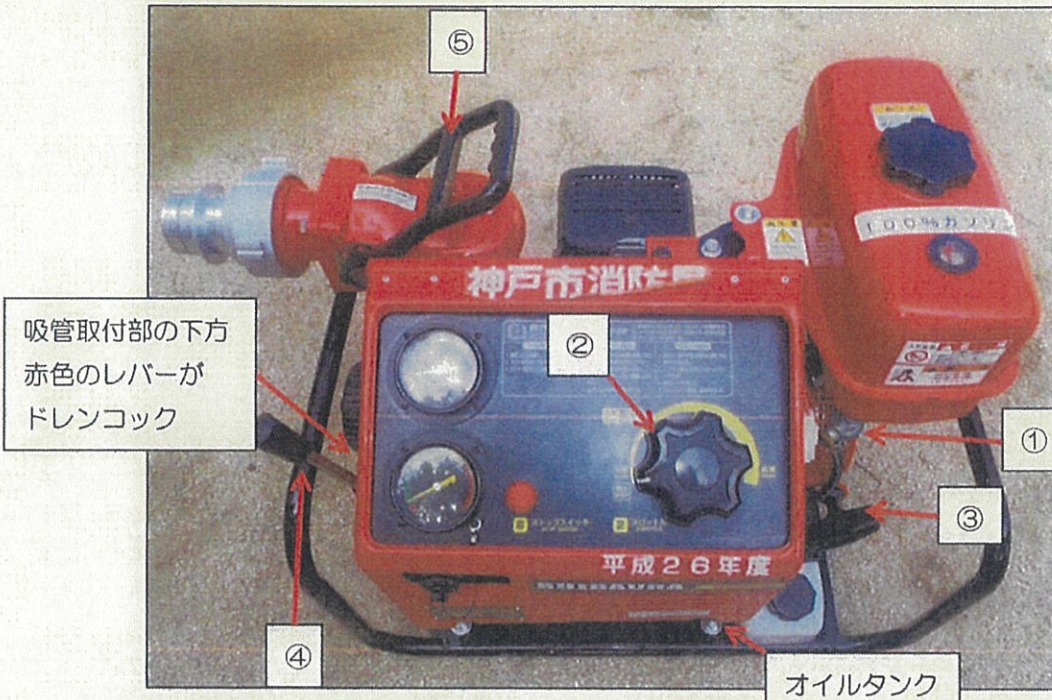
- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

大倉山公園 小型動力ポンプ(TF520SH)取扱要領

※ 使用前のチェック事項

- 燃料タンクにレギュラーガソリンが入っている事を確認。
- オイルタンクに2ストロークエンジン用オイルが入っている事を確認。
- 本体下部のドレンコックが閉まっている事を確認。
- 本体に書かれた取扱方法を確認。

※ 放水までの取扱要領



- ① 燃料コックを開く
- ② スロットルを「始動・吸水」の位置に合わせる。
- ③ リコイルスターターハンドルを強く引張り、エンジンを始動させる。
- ④ 吸水レバーを手前に引き、本体左下部から水が噴出すまで吸水し、レバーを戻す。
- ⑤ 放水コックをゆっくり開きながら全開にし、放水を行う。

※ アドバイス

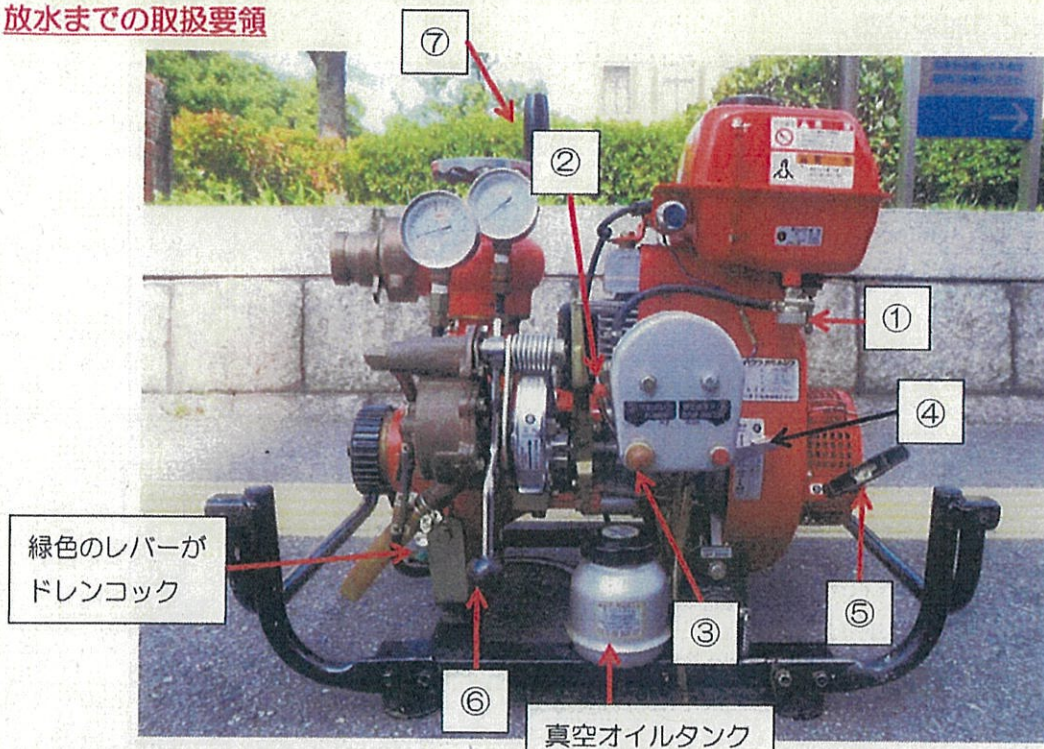
- 吸管は真っ直ぐ伸ばし、真空が確実に保てるように正確に接続すること！
- 吸水レバーは途中で戻したりせず、本体左下部から水が噴出した後、3～5秒は引きっぱなしにすること！
- 吸水レバーを30秒間引き続けても吸水が出来ない場合は、空気漏れが疑われるため、一度操作を止め、本体のドレンコックの閉鎖を確認し、吸管の接続からやり直すこと！
- 大倉山公園の防火水槽を使用する場合、水槽内の配管が長いため、通常（30秒）よりも長く吸水レバーを引くこと！1分経っても吸水出来ない場合は空気漏れを疑うこと！
- 放水圧力は0.3MPaを基準とし、状況に応じてスロットルをゆっくり操作し、筒先員に危険が無いように圧力調整を行うこと！

神戸地方裁判所 小型動力ポンプ(TF-15)取扱要領

※ 使用前のチェック事項

- 燃料タンクに**30 : 1**の混合ガソリンが入っている事を確認。
- 真空オイルタンクに**オイル**(エンジンオイルで可)が入っている事を確認。
- 本体下部のドレンコックが閉まっている事を確認。
- 本体に書かれた取扱方法を確認。

※ 放水までの取扱要領



- ⑥ 燃料コックを開く。
- ⑦ チョーク弁を閉じる。※再始動時は不要
- ⑧ 寒冷時は注射ポンプ（ティクラー）を数秒間押す。
- ⑨ スロットルを「始動・吸水」の位置に合わせる。
- ⑩ リコイルスターターハンドルを強く引張り、エンジンを始動させる。
- ⑪ 吸水レバーを上方に引き、本体左下部から水が噴出すまで吸水し、レバーを戻す。
- ⑫ 放水コックをゆっくり開きながら全開にし、放水を行う。

※アドバイス

- 吸管は真っ直ぐ伸ばし、真空が確実に保てるように正確に接続すること！
- 吸水レバーは途中で戻したりせず、本体左下部から水が噴出した後、3～5秒は引きっぱなしにする！
- 吸水レバーを30秒間引き続けても吸水が出来ない場合は、空気漏れが疑われるため、一度操作を止め、本体のドレンコックの閉鎖を確認し、吸管の接続からやり直すこと！
- 放水圧力は0.3MPaを基準とし、状況に応じてスロットルをゆっくり操作し、筒先員に危険が無いように圧力調整を行うこと！

※用語解説

- チョーク弁
キャブレターに空気を導入する通路に蓋をし、一時的に燃料を濃くする装置。主に、エンジンが冷えている時に始動性を良くするために使用する。
- ティクラー
キャブレターのフロートバルブを強制的に開き、燃料を一時的に濃くする装置。チョークと同様の効果があるが、燃料が濃くなりすぎ、始動性が落ちることもあるので使用には注意が必要である。
- 混合ガソリン
ガソリンに予め2ストロークエンジンオイルを混ぜた物。
裁判所設置の動力ポンプは「ガソリン：オイル」が「30：1」の燃料を使用する。
- 真空オイル
動力ポンプの真空ポンプ内の気密性を上げ、高負荷による真空ポンプの焼きつきを防ぐためのオイル。エンジンオイルで代用可能。

橋地区防災マップ

図中に示す記号の説明	
記号	名称
●	防コミ運営本部設置場所
★	ブロック活動拠点
◆	防災資機材庫
避	避難所
●	耐震性防火水槽
—	ブロック分け
⊕	消防団詰所
📢	防災行政無線スピーカー
ホ	可搬式ポンプ

